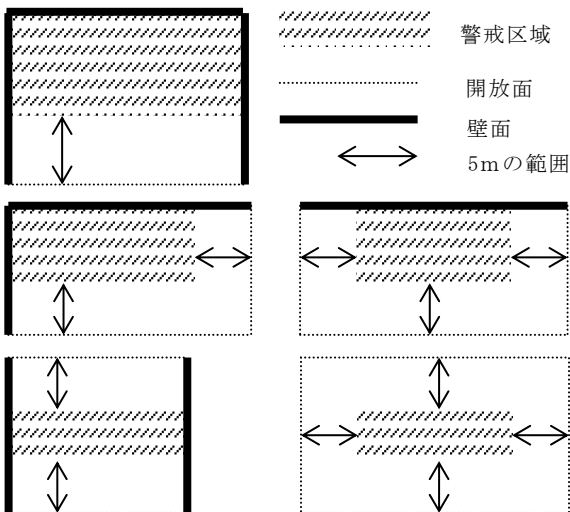


● 1 ヘッドの省略等

閉鎖型スプリンクラーヘッドの設置を省略できる場所は、次によること。

- (1) 規則第 13 条第 3 項第 1 号（階段、浴室、便所）の「その他これらに類する場所」とは、浴室に付随するサウナ室、便所に付随した S K 便所に付随した化粧室等（個々の出力が 2kW を超える温風ヒーター等を設けるものは、設置すること。）をいう。
- (2) 規則第 13 条第 3 項第 2 号（通信機器室、電子計算機室等）の「その他これらに類する場所」とは、電話交換機室、電子計算機資料室、放送機器室、防災センター等をいう。
- (3) 規則第 13 条第 3 項第 3 号（機械室等）の「その他これらに類する場所」とは、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、特殊消火設備のポンベ室等をいう。
- (4) 規則第 13 条第 3 項第 4 号（電気設備室等）の「その他これらに類する場所」とは、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器等をいう。
- (5) 規則第 13 条第 3 項第 5 号（エレベーターの昇降路等）の「その他これらに類する場所」とは、給排気ダクト、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路等をいう。
- (6) 規則第 13 条第 3 項第 6 号の「外部の気流が流通する場所」とは、次によること。 ☆



- (7) 規則第 13 条第 3 項第 7 号（手術室等）の「その他これらに類する場所」とは、次に掲げるものをいう。

★

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、蒸気を熱源とする洗浄消毒室、陣痛室、淋浴室、汚物室及び霊安室
イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室及び解剖室、医療機器を備えた診察室及び医療機器を備えた理学療法室

ウ 透析室に付随する診察室、検査室及び準備室

エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室及び未熟児の観察室

オ 製剤の無菌室、注射液製造室等及び蒸気を熱源とする消毒室

- (8) 規則第 13 条第 3 項第 8 号の「レントゲン室等」とは、次に掲げるものをいう。 ★

ア 放射性物質に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵室

イ 撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及び X 線テレビ室

- (9) 規則第 13 条第 3 項第 9 号の 2 (6) 項イ(1)、(2)及びロ並びに(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項の

うち(6) 項イ(1)若しくは(2)又はロの部分が 1,000 m²未満のものが対象)の「その他これらに類する場所」とは、次に掲げるものをいう。

ア 風除室、玄関、勝手口等（いずれも多量の可燃物(傘置、下駄箱等は該当しないものであること。)、火気使用設備がないものに限る。)

イ 押入れ、クローゼット、リネン庫等で 2 m²未満のもの ★

ウ ◇スプリンクラー設備 ● 1 (10) の部分

- (10) 規則第 13 条第 3 項の規定によるほか、ヘッドを省略できる部分

ア 金庫室で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けたもの。

イ 不燃材料で造られた冷凍室、冷蔵室で、定温装置により異常時には、常時人のいる場所に警報を発せられるもの。

ウ アイススケート場のスケートリンク部分で、常時使用されているもの。

エ プール及びプールサイド

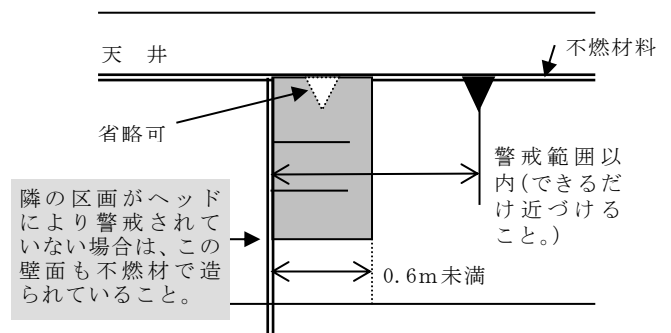
オ 次に掲げる条件に全て適合する収納庫(押入れ、クローゼット、物入れ及びショーウィンドー等)等で、当該収納庫の扉側に設けられたヘッドで有効に警戒されている部分

(ア) 前面の扉等が火災により脱落する可燃物又は普通板ガラスでできていること。

(イ) 奥行きが 0.6m 未満であること。

(ウ) 当該部分の天井が不燃材料でできていること。

(エ) 照明器具、換気扇等がなく、出火の危険が少ないこと。



カ 1.2m 以上の幅を有するダクト等とそれ以下のダクト及び配管等が混在している部分で、出火の危険性が低いと認められる当該 1.2m 以上の幅のダクト等の上部の天井面の部分

キ 厨房設備が設けられている部分で、自動で排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置により有効に警戒されている部分

ク カルテ庫、図書室、電磁気等により貴重な資料を保存する場所等で、他への延焼を有効に防止できる措置(◇加圧送水装置 ● 1「加圧送水装置の設置場所」の不燃区画等が該当する。)がされていて、かつ、出火危険が著しく低いと認められる部分

ケ 令第 12 条第 2 項第 3 号の規定により、開口部に設置するヘッドは、令第 12 条第 2 項第 2 号に規定する水平距離内のヘッドにより代替できるものとする。

● 2 閉鎖型ヘッドの設置等

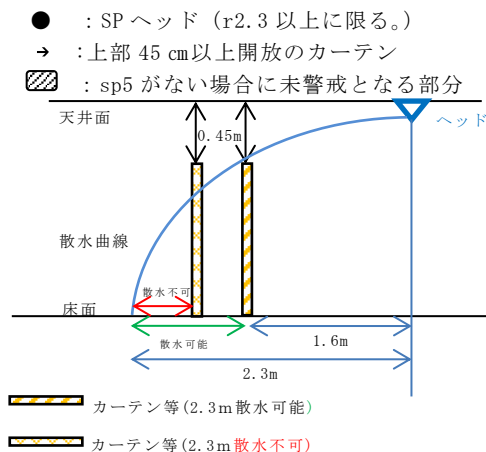
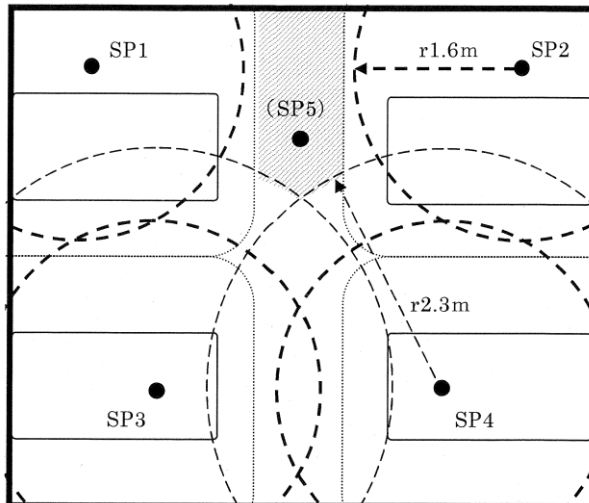
閉鎖型ヘッドの設置等は、規則の規定及び社団法人日本消防装置工業会の「スプリンクラー設備設計・工事基準書」によるほか次によること。(ラック式倉庫に設けるものは、この限りでない。)

- (1) 防護板(鋼板製で、面積 1,200 平方 cm 以上で有効に感知できる形状であること。)は、ダクト及び配管等により天井面下に設けても有効な散水が期待できず、かつ、設置後の維持管理が困難な部分に用いることができる。

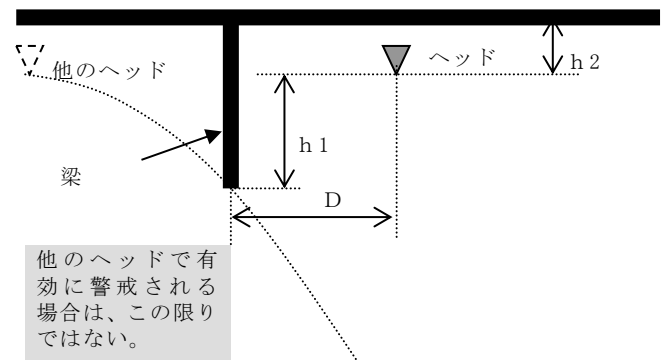
- (2) 間仕切り用のカーテン等が設けられている場合は、間仕切りごとにヘッドを設けること。ただし、ヘッド

からの水平距離 1.6m 以内の部分でカーテン等の上部と天井面との距離が 0.45m 以上開放している場合は、有効散水半径とすることができる。(次図参照)

なお、縦横のピッチが 12mm 以上、かつ、太さ 2mm 以下の紐等による網目、開口率が 50% 以上で偏りがない網目又は自社検査等で散水障害がないことを確認されている仕様の製品の 경우에는 前述の天井面との開放がとれているものと見なし差し支えない。
☆



- (3) ヘッドの下部にルーバー等 (ヘッドの作動温度以下で脱落し、感知及び散水の障害とならないものを除く。) を設ける場合は、防護板等を設けて、ルーバー等の下面にもヘッドを設置すること。ただし、ルーバー等の開放部分の面積が当該ルーバーの面積の 70% 以上で、形状が著しく散水を妨げるものでなく、かつ、ヘッドのディフレッカーからルーバー等までの距離が 0.6m 以上あるものにあっては、この限りでない。
- (4) 前号のように上下にヘッドが配置され、上部ヘッドからの散水の影響を受けるおそれのある場合は、被水防止板 (防護板で可) を設けること。
- (5) ヘッドの配置は、原則として格子配置 (正方形又は矩形) とすること。やむを得ず千鳥配置とするときは、散水密度が低下しないようヘッド間の水平距離を $2R$ (R は、当該ヘッド固有の散水半径) $\times 0.75$ m 以下とすること。
- (6) ヘッドの近くに梁等がある場合は、次図及び次表によること。ただし、他のヘッドで有効に警戒される場合は、この限りでない。



D (m)	h1 (m)	h2 (m)
0.75 未満	0	・標準型ヘッド 0.3 以下 (天井が不燃・準不燃材料の工場等) にあっては、 0.45 以下) ・側壁型ヘッド 0.15 以下
0.75 以上 1.00 未満	0.10 未満	
1.00 以上 1.50 未満	0.15 未満	
1.50 以上	0.30 未満	

● 3 枝管及び配水管に設けるヘッド

取付けることのできるヘッドの数と管径の関係は、次表によること。なお、枝管に取付けられるヘッド数は、配水管から片側 5 個以内とすること。☆

管の呼び径	ヘッドの合計個数
25 A	2 以下
32 A	3 以下
40 A	5 以下
50 A	10 以下
65 A	20 以下
80 A	21 以上

● 4 易燃性の可燃物

規則第 13 条の 2 第 4 項の「易燃性の可燃物」とは、法別表第 1 に掲げる危険物、危令別表第 4 に掲げる指定可燃物のほかウレタンフォーム、綿糸、マッチ類、化学繊維類などの着火危険性が高く、延焼速度の速いもの (書籍類を除く。) をいう。★

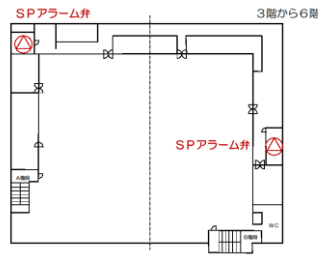
● 5 制御弁及び自動警報弁

- (1) 制御弁及び自動警報弁は、点検に容易で、かつ、火災による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。☆
- (2) 一つの流水検知装置が受け持つことのできる警戒区域は、3,000 m² 以下で、2 以上の階及び 2 以上の防火対象物に渡らない事。ただし、次のア及びイに適合している場合及びウに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該階に設置されるヘッドが 10 個未満で、かつ、流水検知装置の設けられている階の直下階又は直上階であること。
 - イ 前号の階が自動火災報知設備により有効に警戒されていること。
 - ウ 補助散水栓のみが設置されている階 (塔屋、地下機械室等) で、次の全てに適合している場合
 - (7) 当該階が自動火災報知設備により有効に警戒されていること。
 - (4) 5 階層以下で、地上階と地下階が別警戒となっていること。
 - (9) 補助散水栓の 1 次側には、階ごとに仕切弁が設けられていること。
- (3) 制御弁を設けた区画の扉には、文字表示部分全体の面積が 200 平方 cm 以上の大きさと容易に識別できる「スプリンクラー設備制御弁」又は「スプリンクラ

ー設備（アラーム弁）」との表示をする標識を設けること。

- (4) 規則第 14 条第 1 項第 3 号ロの「みだりに閉止できない措置」とは、制御弁を不特定の者が出入りするもののない区画に設け、かつ、制御弁の開閉ハンドルの部分に「常時開」の表示を設けるとともに、全開の位置においてテープ又はチェーンワイヤー（器具を使用することなく開放できるものに限る。）等で封印することをいう。 ☆
- (5) 同一階に、複数の制御区域がある場合は、制御区域別に色分けをした平面図を制御弁の近くの見やすい位置に設置するとともに、配管又は制御弁のハンドル等を当該制御区域別の色に塗り分けておくこと。
- (6) 防災センター、管理人室等には、制御弁の位置を明示した平面図を備えておくこと。ただし、自動火災報知設備の警戒区域図に記載されていればこの限りではない。

作成例



● 6 起動装置

起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器（以下「圧力スイッチ」という。）の位置における配管内の圧力が、次のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに、起動すること。

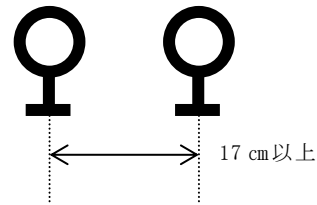
- (1) 最高位のヘッドの位置から圧力スイッチまでの水頭差に 0.15MPa を加えた圧力
- (2) 補助高架水槽の位置から圧力スイッチまでの水頭差に 0.15MPa を加えた圧力
- (3) 補助散水栓を設置してあるものは、次の値を合計したものに 0.3 MPa を加えた圧力
 - ア 最高位の補助散水栓の位置から圧力スイッチまでの水頭差に 0.15MPa を加えた圧力
 - イ 補助散水栓の弁、品質（認定）評価機器の仕様書に記載されているホース及びノズル等の損失水頭

● 7 圧力調整装置

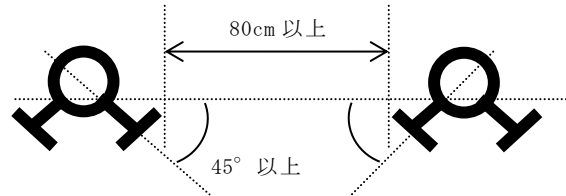
一時圧力調整弁及び減圧弁を使用する場合は、日本消防設備安全センターの評定品で、その評定条件範囲で使用する。

● 8 送水口

- (1) 送水口は、「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成 13 年消防庁告示第 37 号）に適合するもので、結合金具は差し込み式とすること。
なお、原則として認定品とすること。
- (2) 送水口の直近には、止水弁及び逆止弁を設けること。
- (3) 送水口に接続する配管は、原則として呼び径 100A 以上（主管が呼び径 100A を超える場合は、当該呼び径以上とする。）とすること。ただし、複数の送水口を接続する場合は、呼び径 150A 以上とすること。 ☆
- (4) 必要とされる加圧送水装置の吐出能力を 1,800 リットル毎分で除して得た数（小数点以下は切り上げる。）以上の数（双口一組のこと。以下同じ。）以上（3 を超える場合は、3 個以上とする。）を設けること。
- (5) 送水口は、閉鎖型、開放型及び放水型のスプリンクラー設備ごとに設けること。 ★
- (6) 送水口を複数設ける場合は、ホースの接続に支障のない間隔を取る。



送水口が平行となる場合
（上下の関係も同様）



立管式等の双口で 90° の角度を有する場合

- (7) 送水口の見やすい場所には、10 cm × 30 cm 以上の大きさと赤地に白文字の「送水口（スプリンクラー設備）」及び送水圧力範囲「〇〇MPa～〇〇MPa」を表示する標識を設けること。 ★
- (8) 送水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、送水口を中心として概ね 1m の範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。
- (9) 消防用水を設ける場合は、当該消防用水の採水口又は吸管投入孔から概ね 20m 以内の位置に送水口を設けること。

● 9 補助散水栓

- (1) 品質（認定）評価品とすること。 ☆
- (2) 同一防火対象物には、（増築等の防火対象物で、当該増築以外の部分に設けられている既存のものを除く。）同一の操作性を持つものを設置すること。
- (3) 補助散水栓箱のホース格納扉には、1 字当たり 20 平方 cm 以上の大きさと、「消火用散水栓」又は「消火栓」と表示すること。ただし、「消火栓」と表記する場合は、当該ホース格納扉の裏面に「補助散水栓」である旨を表示すること。
- (4) ノズル先端での放水圧力は、0.7MPa 以下とすること。
- (5) 構造等は、◇屋内消火栓設備 ●2(1) エからキによること。
- (6) 設置場所は、◇屋内消火栓設備 ●2(2) アによること。
- (7) 必要なホース長さは「有効に放水できる長さ」であり、ホース長さに放射距離（概ね 10m）を加えて消火できる長さをいう。 ★

● 10 補助加圧ポンプ

温度変化等による圧力変動で、火災時以外に加圧送水装置が起動するおそれのある防火対象物には、補助加圧ポンプを設けること。

なお、補助加圧ポンプを設ける場合は、◆配管 ●4(3) によること。 ☆

● 11 複数の種別のスプリンクラー設備がある場合における水源水量

同一棟で複数の種別のスプリンクラー設備がある場合の水源水量は、その値が最大となる種別のスプリンクラーヘッドに係る規定により算出する。加圧送水装置のポンプの吐出量等についても同じ。 ★

●12 乾式又は予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備

スプリンクラー設備は、原則として湿式とするが、次の(1)に該当する場合は乾式スプリンクラー設備に、(2)に該当する場合は予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備を使用して差し支えない。★

- (1) 凍結による障害が生ずるおそれのある場所
- (2) 凍結による障害が生ずるおそれのある場所又はヘッド等が物理的な衝撃を受けるおそれのある場所

●13 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の手動操作

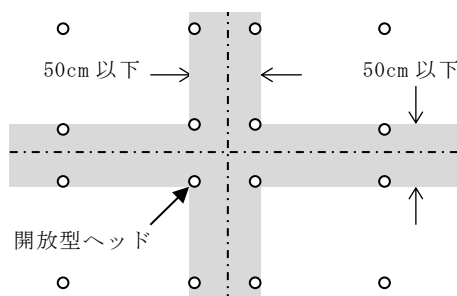
- (1) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、原則として自動放水とするが、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。☆
 - ア 当該防火対象物の防災要員により、当該高天井部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応ができる場合
 - イ 当該高天井部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合
- (2) 放水操作を手動で行う場合は、次によること。☆
 - ア 管理及び操作のマニュアルが作成されていること。
 - イ 防災センター等に、自動又は手動の状態表示がされること。
- (3) 防災センター等以外の現地操作盤で操作するのは、次によること。☆
 - ア 操作可能なそれぞれの操作盤において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されること。
 - イ 操作可能なそれぞれの現地操作盤において、操作状況が監視できること。
 - ウ 操作可能なそれぞれの操作盤相互間で、同時に通話できる装置を設けること。
 - エ 操作可能な現地操作盤には、放水型ヘッドにより警戒されている部分を通過することなく到達できる場所に設けること。
- (4) 現地操作盤には、「スプリンクラー現地操作盤」と表示する標識を設けること。

●14 排水設備

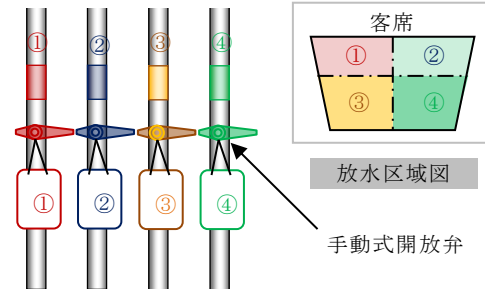
規則第14条第2項第2号の放水型ヘッド等を設ける部分の排水設備の規定中「ただし、建築構造上、………支障がないものと認められる場合」とは、当該スプリンクラー設備、他の消防用設備等、エレベーター機械室、電気室、換気機械室及び階段室に浸水するおそれのない構造又は措置がとられている場合をいう。☆

●15 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備

- (1) 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁は、放水区域を確認でき、かつ、容易に避難できる位置に設けること。☆
- (2) 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁には、10 cm×30 cm以上の大きさで赤地に白文字の「スプリンクラー設備一斉開放弁」又は「スプリンクラー設備手動式開放弁」と表示する標識を設けること。☆
- (3) 複数の放水区域を分割する場合は、規則第14条第1項第2号による。なお、隣接区域を重複させる場合は下図の例によること。★



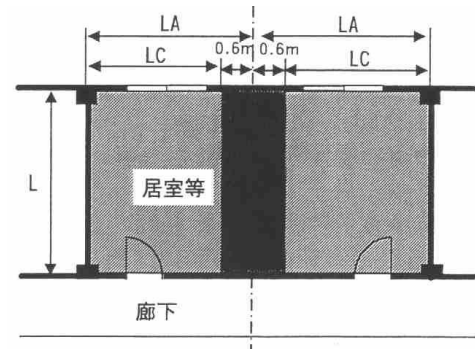
- (4) 複数の放水区域を設ける手動式開放弁には、防護する放水区域が容易にわかるよう、当該手動式開放弁の放水区域を明示（色又は符号）した平面図を設けるとともに、その色又は符号を当該配管等に付置すること。☆



●16 パッケージ型自動消火設備

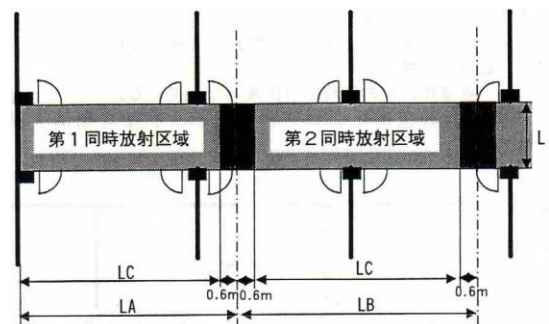
- (1) 日本消防検定協会の認定評価品とすること。
- (2) 防護面積は、同時放射区域の面積以上であるものを設置すること。ただし、同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り0.6m長くすることができるものであること。☆

ア 一の居室等を二の同時放射区域とする場合☆



同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$
 この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は $L \times (LC + 0.6)$ とすることができる。

イ 廊下、通路等を二以上の同時放射区域とする場合

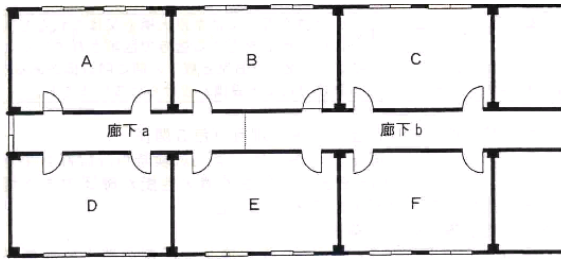


第1同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

第2同時放射区域 $L \times LB = L \times (0.6 + LC + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積はそれぞれ $L \times ((LC + 0.6) \text{ 又は } (0.6 + LC + 0.6))$ とすることができる。

(3) 隣接する同時放射区域 ☆



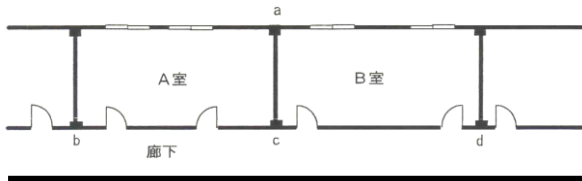
	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A	○	○					○	
B	○	○	○				○	○
C		○	○					○
D				○			○	
E				○	○		○	○
F					○	○		○
廊下 a	○	○		○	○		○	
廊下 b		○	○		○	○	○	○

備考 1 ○印は、隣接するものを示す。

2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域 (13 m²) で区画した場合とする。

3 各室は、一の同時放射区域となっている。

(4) 隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合 ☆



ア A室とB室間において共用できる場合 (a-c間が右の事項を満たす場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けられていること。
イ A室とB室間において共用ができない場合 (a-c間が右の事項に該当する場合)	上記事項を満たしていない場合。(例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。)
ウ A室又はB室と廊下において共用できる場合 (b-c間又はc-d間が右の事項に該当する場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

(5) 床面から放出口の取付け面までの高さは、消火試験時の設置高さである「2.4m」とし、2.4mを超える高さが消火性能が確認できた場合には、当該高さまで設置することができるものであること。 ☆

●17 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用等は次によること。

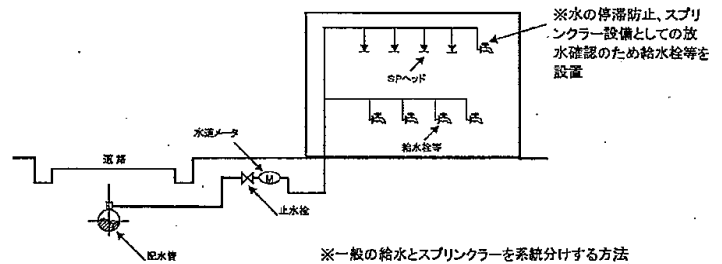
(1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 (以下「水道連結型スプリンクラー」という。) を構成する配管系統の範囲は、水源 (令第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の敷設した配水管から分岐して設けられた給水管) からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあっては、水源から水道メーターまでの部分を除く。 ☆

(2) 水道連結型スプリンクラーの補助水槽の水量及び当該性能の算定において、規則第13条の6第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号に規定する「火災予防上支障があると認められる場合」とは、内装仕上げを不燃材料又は準不燃材料以外でした場合をいうものであり、「室内」とは、単に居室のみを対象とするものではなく、水道連結型スプリンクラーの設置対象となる対象物全体又はその部分全体であること (◇内装制限参照)。 ☆

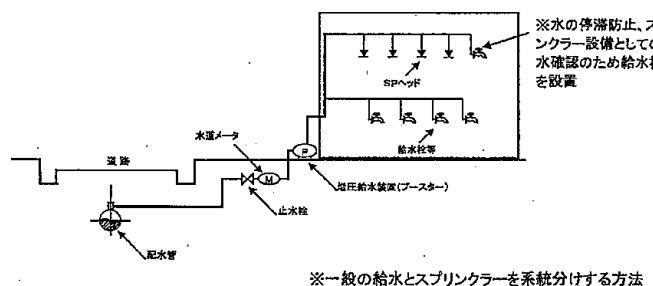
(3) 規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水量を測定できるもの」については、放水圧力等の測定装置を必ずしも配管の末端に設ける必要はないこと。ただし、この場合において、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めることとし、所要の放水圧力及び放水量が満たされていることを確認すること。 ☆

(4) 構成例 ☆

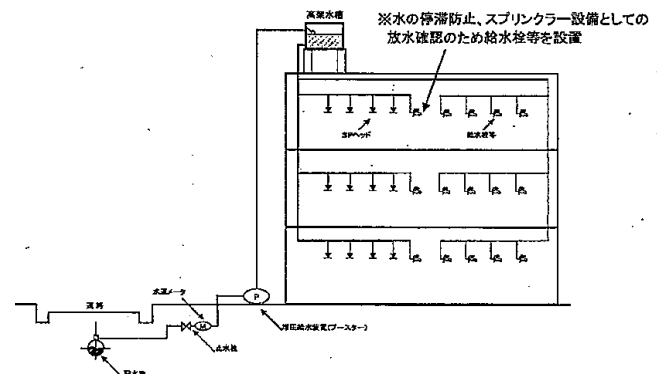
ア 直結直圧式



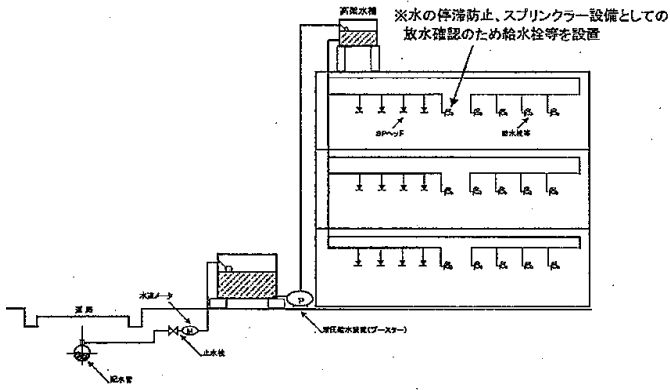
イ 直結増圧直送式



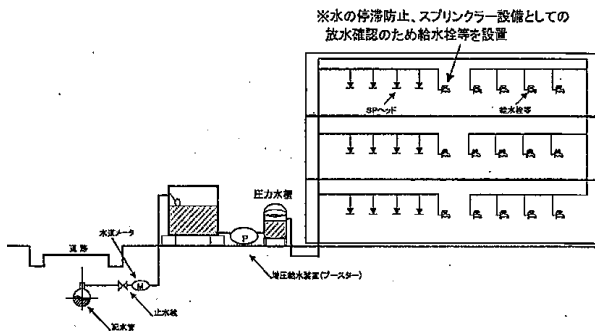
ウ 直結増圧高架水槽式



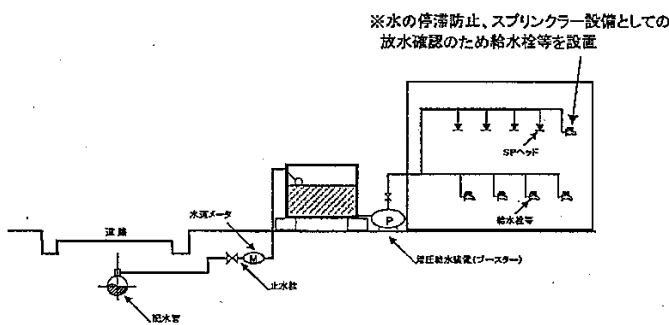
エ 高架水槽式



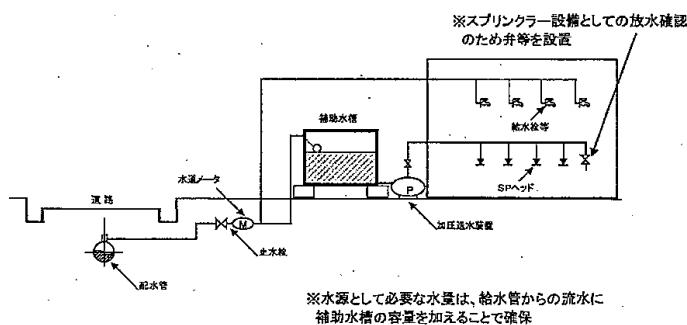
オ 圧力水槽式



カ 受水槽ポンプ直送式



キ 直結・受水槽補助水槽併用式



- (6) 直結・受水槽補助水槽併用式（前号キ）の水道連結型スプリンクラー設備については、加圧送水装置の補助水槽の水量と配水管から補給される水量を併せた水量が、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量並びに同条第2項第2号及び第4号に規定する放水量を得られるように、確保しなければならないこと。この場合において、補助水槽には、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量の2分の1以上貯留することが望ましいこと。 ☆

- (7) 水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。以下「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本工業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取扱うこととして差し支えないこと。 ☆

- (8) 水道法第16条に規定する配管等を使用できる「火災時に熱を受けるおそれのある部分以外のもの」とは、次の場所又は措置であること。

ア 不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造られた区画、間仕切り、天井裏に配管すること。 ☆

イ 50mm以上のロックウール又はこれと同等の不燃性・断熱性能を有するものとして国土交通大臣等の認定を受けているもので被覆すること。

- (9) 規則第13条第3項第9号の2の「その他これらに類する場所」とは次のものをいう。

ア 風除室、玄関、勝手口等（いずれも多量の可燃物（傘置、下駄箱等は該当しないものであること。）、火気使用設備がないものに限る。）

イ 押入れ、クローゼット、リネン庫等で2㎡未満のもの

ウ ◇スプリンクラー設備 ● 1 (10)の部分

- (10) 制御弁

水道連結スプリンクラーの水道メーターの2次側配管に当該設備の作動後に放水停止をするための止水弁を設ける場合の「みだりに閉止できない措置」とは、当該止水弁のハンドルをテープ又は鎖等で封印することが該当する。また、当該止水弁の直近の見やすい箇所に水道連結スプリンクラーである旨及び「常時開」と表示すること。

- (11) 補助散水栓

屋内消火栓設備の設置義務対象とならない防火対象物にあっては、当該防火対象物のヘッド不要部分となる廊下等に補助散水栓を設置する必要はないが、屋内消火栓設備が設置義務となる防火対象物で、スプリンクラーヘッドが不要となる部分に同ヘッドを設置しない場合は、その部分を屋内消火栓設備等で警戒する必要があること。 ★

- (12) 乾式の水道連結型スプリンクラー設備

乾式（予作動式）であっても放水遅れがないこと等を日本消防検定協会等の特定機器評価又は認定で確認したものにあつては、令第32条を適用し、設置を認めて差し支えないものであること。 ☆

- (13) 水道と連結していない水道連結型スプリンクラー設備

水道連結型スプリンクラー設備は、施行令第12条第2項第4号に規定されているとおり、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたものでなければならないが、放水量や放水圧力などが水道連結型スプリンクラー設備に求められている性能を満たしているものについては、令第32条を適用して設置を認めても差し支えないものであること。 ☆